

令和5年度 大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金

1. 事業概要

【目的】 救急搬送が困難となっている症例（「搬送困難症例」）の救急受入体制を強化し、円滑な搬送・受入れにつなげる。

【補助対象】 救急告示医療機関（精神科又は三次救急医療機関の認定のみを受けている医療機関を除く）において、「搬送困難症例等」の受入れのために行う体制確保に要する人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費）

【補助金額】 ・補助単価：搬送困難症例の受入れ
1件あたり ①平日時間内 24,000 円/件、②①以外 30,000 円/件
・補助率：1/3

※ただし、申請件数や国からの補助金の交付状況等により、調整率がかかります。

申請額>交付決定額となりますので、あらかじめご了承ください。

【事業期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日

2. 「搬送困難症例等」として定める症例

症例	単価	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態の高齢者（65歳以上）【要介護2以上】 ・精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15歳未満） ・ももってNET事案 ・夜間・休日における搬送困難患者の最終受入病院当番制事案 	①平日時間内 24,000 円/件 ②①以外 30,000 円/件	1/3

3. 補助対象となる「搬送困難症例」における注意事項

- ・救急車により搬送された患者であること（ウォークイン・転院は含まない）。
- ・大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）において、救急搬送患者報告を行っていること（システムURL⇒ https://sp.mfis.pref.osaka.jp/orion/index_h.php）。
- ・救急搬送患者報告については、救急隊の病院前情報と紐付けて入力を行い、本登録すること。
- ・要介護状態とは、初診時に65歳以上かつ要介護2以上の者であること。
- ・精神疾患患者とは、精神科等への既往歴がある患者（疾患名が無い場合も対象とする）、精神安定剤などを服用している患者、又は処置後に精神科領域での対応が必要となった患者を含む。
- ・身体症状による事案とは、外傷及びすべての疾患を含む。
- ・ももってNET事案とは、救急隊が大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）において、「ももってNET」を要請した場合に、同システムで「○」と回答した上で、最終的に当該患者を受け入れた事案であること